

東日本大震災からの被災地の 復興・再生に向けた環境省の取組について

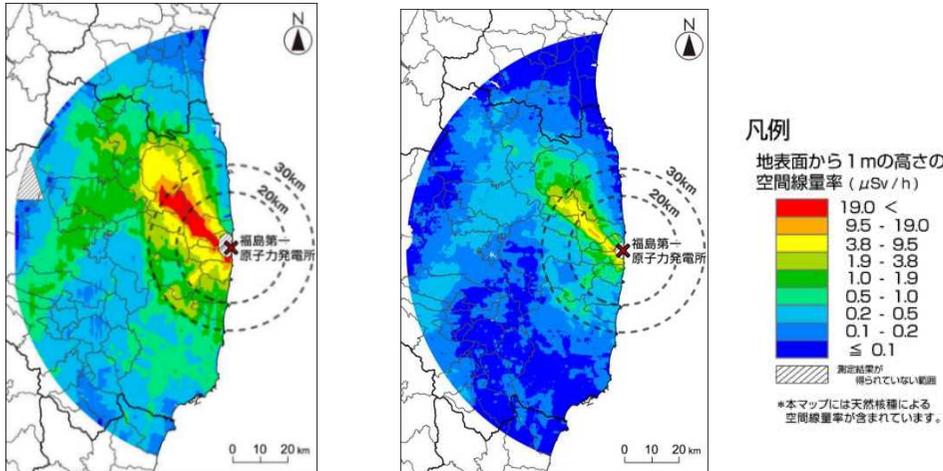
令和2年7月

1.東日本大震災からの被災地の 復興・再生に向けた環境省の取組について

除染等の状況

- 2018年3月末までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。
- 引き続き、除去土壌等の仮置場等の維持管理及び原状回復を適切に行う。
- 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域の整備の中で、家屋等の解体・除染工事を実施中。

80 km 圏内における空間線量率の分布マップの推移



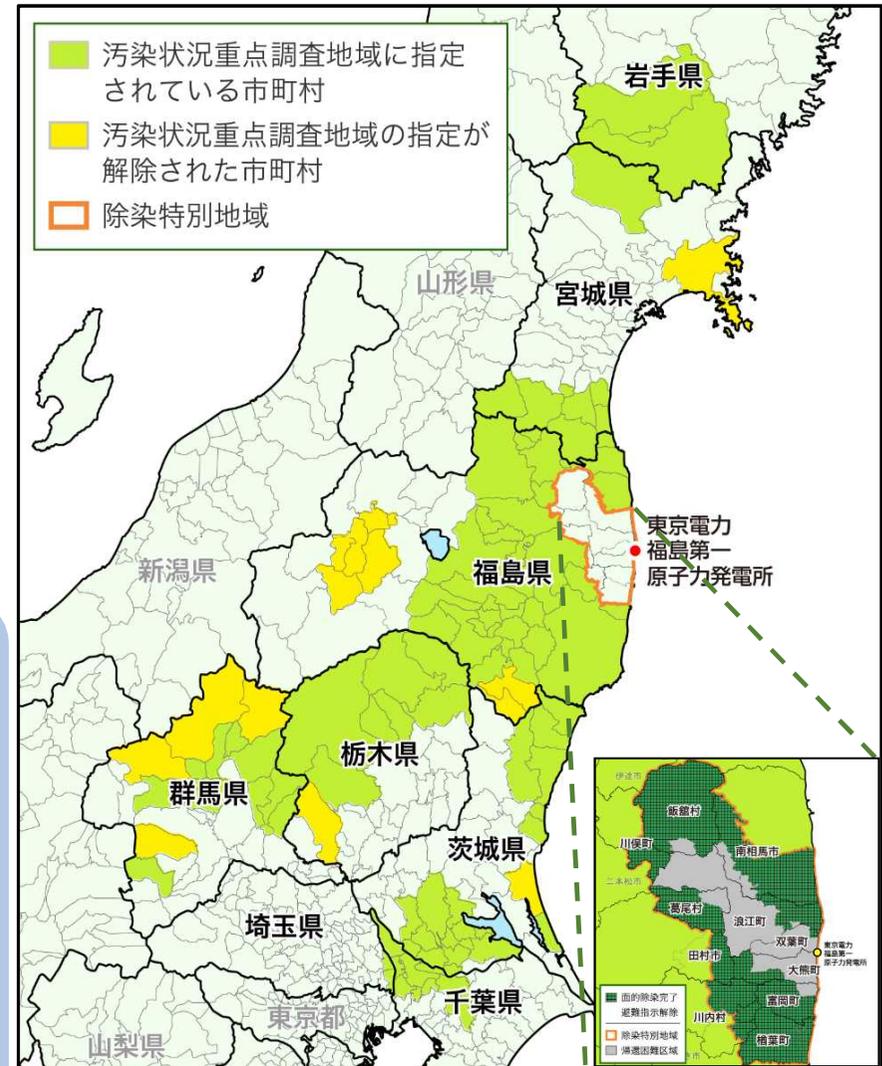
事故1か月後(2011年4月) 事故102か月後(2019年9月)

出典:「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」(2020年2月13日、原子力規制委員会)より

特定復興再生拠点区域

- 帰還困難区域については、改正福島復興再生特別措置法に基づき、認定された**特定復興再生拠点区域復興再生計画**に沿って、**双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の6町村で、家屋等の解体・除染工事を実施中**(インフラ整備との一体的効率的な実施)。
- 2020年3月に避難指示が解除された**双葉町・大熊町・富岡町の一部地域**については、**2019年12月までに環境省により除染を実施済み**。

	計画認定日	解体・除染工事の状況
双葉町	2017年9月15日	2017年12月25日着工
大熊町	2017年11月10日	2018年3月9日着工
浪江町	2017年12月22日	2018年5月30日着工
富岡町	2018年3月9日	2018年7月6日着工
飯館村	2018年4月20日	2018年9月28日着工
葛尾村	2018年5月11日	2018年11月20日着工



面的除染の進捗状況(2020年3月4日時点)

中間貯蔵施設事業の状況

- 除染に伴い発生した除去土壌等は、中間貯蔵施設で安全かつ集中的に管理・保管していく。
- 中間貯蔵施設事業は、2020年1月に公表した「2020年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、着実に進める。

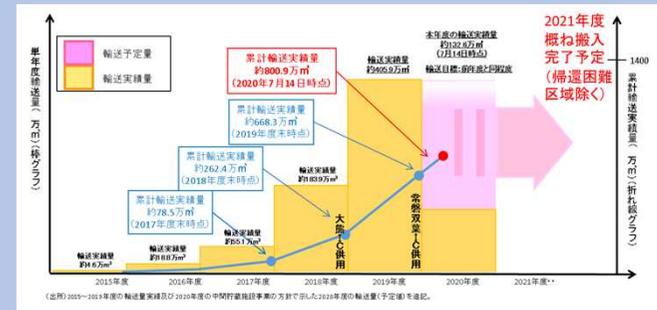
1. 中間貯蔵施設の用地取得・施設整備

- 用地取得については、全体面積約1,600haのうち2020年6月末時点で約1,172ha（約73.3%、民有地については約88.9%）を契約済み。
- 施設整備については、2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。



2. 除去土壌等の輸送

- 除去土壌等の輸送については、輸送対象物量1,400万³m（2019年10月時点）のうち2020年7月14日時点で、約801万³mを輸送済み。
- 2021年度までに、福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）を中間貯蔵施設へ概ね搬入完了させることを目指す。



3. 除去土壌等の保管・仮置場の原状回復

- 除染によって生じた除去土壌等は、一時的な保管場所である仮置場等において安全に管理を実施。
- 福島県内においては、中間貯蔵施設等へ搬出することにより、仮置場の半数以上が解消され、国管理で142箇所、市町村管理で404箇所の仮置場が存在。
- 2019年度は、仮置場194箇所の原状回復を完了。2020年度は、280箇所程度の原状回復完了を目指す。



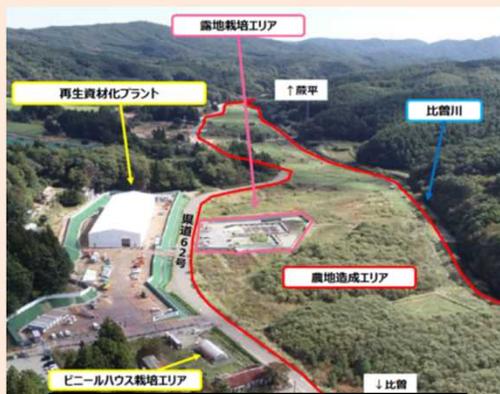
	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量 (保管物数)
直轄除染	142箇所 / 330箇所	—	約323万袋 / 約987万袋
市町村除染	448箇所 / 1,073箇所	70,580箇所 / 221,295箇所	約380万 ³ m / 約740万 ³ m
うち福島県内	404箇所 / 1,029箇所	40,127箇所 / 190,842箇所	約333万 ³ m / 約693万 ³ m

※分母の数値は、箇所数・保管物量の総数を示す
 ※分子の数値は、箇所数、保管物量を示す
 ※直轄除染は2020年5月31日時点、市町村除染については、福島県内は2020年3月31日時点、県外は2019年3月31日時点の数値
 ※福島県内市町村除染の数値は県公表資料に基づき作成

除去土壌の再生利用と汚染廃棄物の処理の状況

再生利用について

- 福島県内で発生した除去土壌等は、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分することとしているが、その量は膨大であり、最終処分量を低減するために、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用の取組を進めることが重要。
- 南相馬市及び飯館村での実証事業を通じて、盛土を造成し、安全性を確認。飯館村では2020年度より農地の造成工事に着手する。



飯館村における環境再生事業の概要



除去土壌を用いた盛土における住民と共同での試験栽培



飯館村で地元の方々が育てた花の前で復興への取組状況や思いを伺う



福島県内除去土壌を用いた鉢植えの環境省本省での設置。安全性を発信し、風化対策・風評払拭に取り組む

保管・減容化(焼却等の中間処理)

- 特定廃棄物の仮置場への搬入は、2020年5月末時点で、約268万トン完了(うち、約47万トンが焼却処理済、約163万トンが再生利用済、約13万トンが埋立処分済)。
- 9市町村(11施設)の仮設焼却施設において、2020年5月末までに約115万トン(除染廃棄物を含む)を処理済。



双葉町仮設減容化施設
双葉町等で発生した除染廃棄物や災害廃棄物等を減容化する施設。2020年3月より処理開始。

管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分

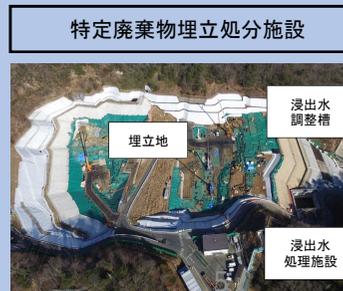
- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月に特定廃棄物等の搬入を開始し、2020年6月末までに130,127袋搬入済み。
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

施設の概要

- 既存の管理型処分場 (旧フクシマエコテッククリーンセンター) を活用

埋立対象物・搬入期間

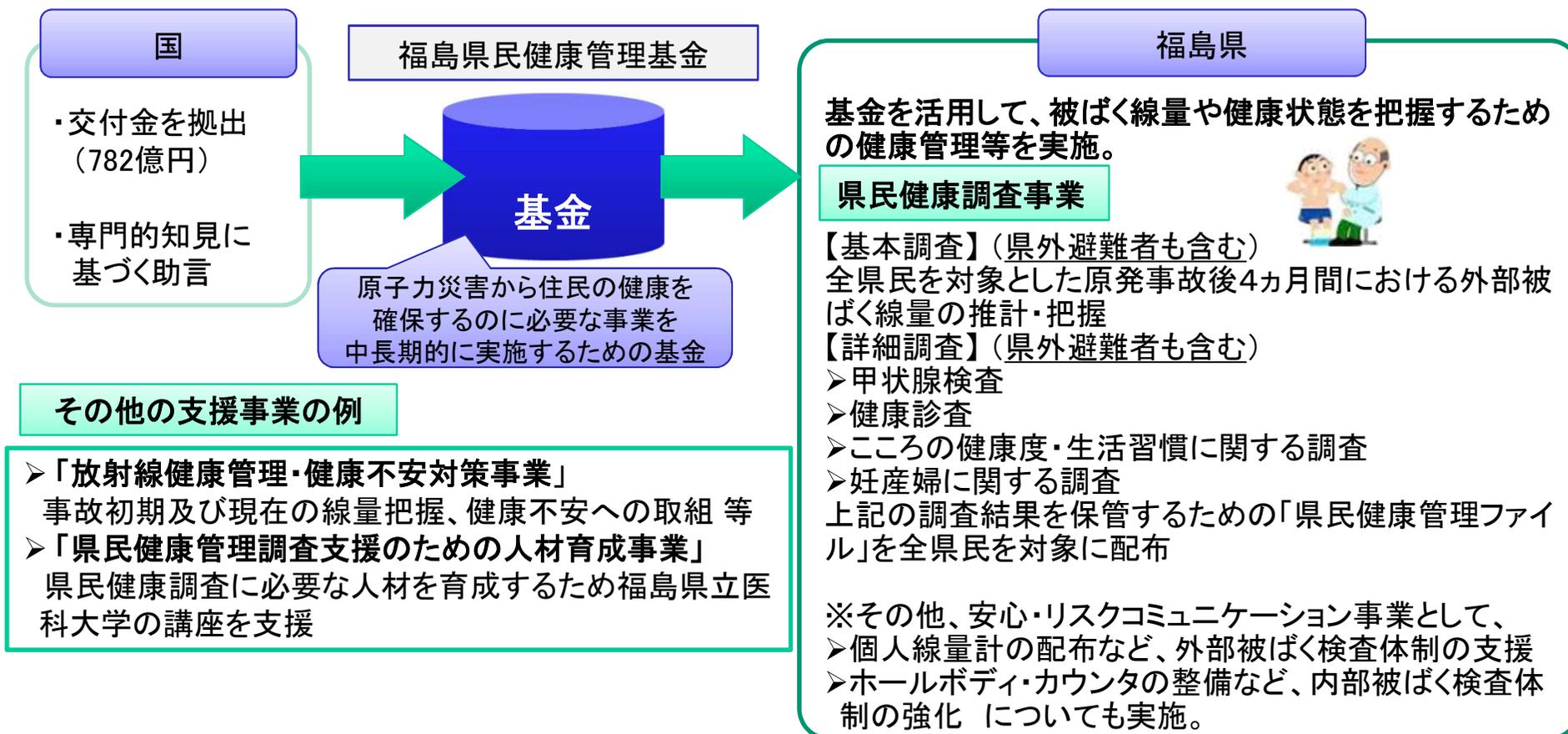
- 対策地域内廃棄物等 (10万Bq/kg以下): 約6年
- 県内の指定廃棄物 (10万Bq/kg以下): 約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ: 約10年



2. 東京電力福島第一原子力発電所事故による 放射線に係る住民の 健康管理・健康不安対策について

福島県における住民の健康管理等に係る取組

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の健康影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。
- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に対して、国は交付金(782億円)を拠出。このほか、福島県立医科大学に「放射線医学県民健康管理センター」を建設・整備するための予算を措置(平成24年度予備費:60億円)するなど、全面的に県を支援。



その他の支援事業の例

- 「放射線健康管理・健康不安対策事業」
事故初期及び現在の線量把握、健康不安への取組等
- 「県民健康管理調査支援のための人材育成事業」
県民健康調査に必要な人材を育成するため福島県立医科大学の講座を支援

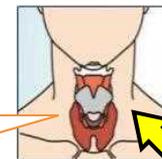
放射線健康管理・健康不安対策について、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(平成31年3月8日閣議決定)、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)、東日本大震災復興加速化のための第8次提言～新たな復興の道筋について～(令和元年8月5日自由民主党、公明党)において、国による継続的な対応が求められている。

県民健康調査「甲状腺検査」

(1) 目的 : 県民健康調査の一環として、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期間に見守ることを目的に甲状腺検査を実施。

(2) 対象者 : 事故当時に概ね18歳以下だった全県民等

内分泌臓器の一つ。食物中のヨウ素から、甲状腺ホルモンを作る。



甲状腺

検査実施状況 ※1	先行検査 (検査1回目) (平成23~27年4月) (平成30年3月末分まで)	本格検査 (検査2回目) (平成26~27年度) (平成30年3月末分まで)	本格検査 (検査3回目) (平成28~29年度) (令和2年3月末分まで)	本格検査 (検査4回目) (平成30~令和元年度) (令和元年12月末分まで)	本格検査 (25歳の節目の検査) (平成29年度~) (令和2年3月末分まで)
検査対象者数	367,637人	381,244人	336,670人	294,213人	66,637人
一次検査受診者数	300,472人	270,540人	217,921人	163,453人	5,578人
悪性ないし悪性疑い (がん/悪性疑い/良性)	116 (101 / 14 / 1)	71 (52 / 19 / 0)	31 (27 / 4 / 0)	16 (11 / 5 / 0)	7 (4 / 3 / 0)

悪性ないし悪性疑い:241名 手術の結果がん確定:195名

※1 第15回甲状腺検査評価部会 公表資料時点(令和2年3月末)
検査1回目、検査2回目、検査3回目は確定値。検査4回目、節目の検査は実施中のため暫定値

甲状腺検査の結果に関する評価の概要

福島県「県民健康調査」検討委員会

<中間とりまとめ(平成28年3月)>

➤ これまで(注:先行検査)に発見された甲状腺がんについては、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと評価する。

<本格検査(検査2回目)に対する評価(令和元年7月)>

➤ 甲状腺検査評価部会において、「現時点において、本格検査(検査2回目)に発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」とまとめられ、検討委員会にて了承された。

環境省の専門家会議(※2) 中間とりまとめ(平成26年12月)

(※2)東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議

➤ 「先行検査」で発見された甲状腺がんについて、原発事故由来のものであることを積極的に示唆する根拠は現時点では認められない。

国連科学委員会(※3)の福島原発事故報告書(平成26年4月、平成29年10月公表)

➤ 福島第一原発事故後の甲状腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない。

➤ 福島県の県民健康調査で既に観察されていた相当量の症例(がんを含む)は、放射線の影響ではなく、集団検診の感度による可能性が高いとみなされた。

(※3)原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)

福島県内における取り組み

○ 相談員支援センター

「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を設置し、自治体ニーズに基づき、自治体職員や放射線相談員等の活動を科学的・技術的に支援。

- ・統一的基础資料等を活用した自治体職員や相談員向け研修会
- ・相談支援ツール※の作成
- ・空間線量測定、専門家派遣等の技術支援
- ・セミナー、車座集会**を通じた住民の理解増進
- ・自治体間、相談員同士の連携強化(相談員ワークショップ) 等



※『暮らしの手引き』
(専門家からのヒント集)



** 車座集会

○ 被ばく線量把握事業

避難指示解除区域に帰還した方等の希望者に対し、個人の放射線被ばく線量を測定。測定結果に基づき
専門家から健康影響に関する説明を丁寧に行うことで、被ばくに伴う健康不安の軽減を図る。



福島近隣県等を対象とした取り組み

○ 正確な情報発信

様々なリスクコミュニケーション活動に資する、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の情報等を横断的に集約した統一的基础資料を作成、毎年度更新。また、府省庁、自治体等のウェブサイトの内容を週1回更新。これらを「放射線の健康影響に関するポータルサイト」に掲載。



○ 福島県外でのリスクコミュニケーション

福島近隣県を中心に、自治体職員等を対象に統一的基础資料を用いた研修を実施。
また、住民セミナーを開催するなど、放射線の健康影響等に対する住民の理解増進を図る取組を実施。